

学校経営のポイント

盲・聾・養護学校から“特別支援学校”へ

若井 彌一

学校教育法等の教育関係法令のなかで久しく使用されてきた「盲学校、聾学校及び養護学校」という呼称が、今次の国会において「学校教育法等の一部を改正する法律案」が可決・成立したことにより、「特別支援学校」と改められることになった。

改正案提出にいたる流れ

今回の学校教育法等の一部改正法案提出については、その理由として、3つのことが、およそ次のように述べられている。

その1は、障害のある児童・生徒等の教育の充実を図るため、児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うことができるよう、盲学校、聾学校および養護学校の学校種別を廃止して、特別支援学校にすることである。

その2は、小・中学校等に在籍する、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒等に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことである。

その3は、特別支援学校の教育職員の免許制度に関して所要の規定の整備を行う等の必要があるということである。

このように3つの理由をもって提出された改正法案であったが、ここにいたるまでの経過を振り返ると、平成15年3月28日に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」(平成13年10月9日設置)が「今後の特別支援教育の在り方について」と題する最終報告を行っている。

そして、この最終報告をふまえて、中央教育審議会では平成16年2月24日、初等中等教育分科会に「特別支援教育特別委員会」を設置し、同委員会においては「特別支援教育を一層支援すべきであると

の認識の下」、検討を重ね、同年12月1日に中間報告を、そして17年12月8日に答申を行っている。

説明が前後するけれども、平成15年3月の最終報告の線に沿って、平成15年度からは国の委嘱事業等を通じて、特別支援教育に対する取組みが行われてきている。いわば、外堀を埋めて、その後は本丸へというような手堅い手法で、今回の学校教育法等の一部改正は実現したのである。

このように手堅い手順を踏んでの学校教育法一部改正であったこともあり、また「特別支援教育」(従前の特殊教育に対応)、「特別支援学校」「特別支援学級」(従前の特殊学級に対応)等の呼称も、響きが良いことも幸いして、好感をもって教育現場に受け入れられているように思われる。

看板の掛け替えに終わらせない取組みを

改正法の施行は、平成19年4月1日からである。今回の法改正は、わが国の「国民の教育を受ける権利」を定めている日本国憲法第26条第1項の教育に即した、一人ひとりの児童・生徒の実態(障害を含む)とニーズにきめ細かくに対応する教育の実践を促す1つの意味ある契機となりうるのではないかと。というよりも、意味ある契機にしくはなるとはなすまい。

肝心なことは、今回の法改正を学校教育関係者と教育行政関係者がともどもに、児童・生徒一人ひとりの実態とニーズに対応して、適切な教育を保障するという憲法的要請に応えるための新たな立法的条件整備であることを自覚して、これから教育実践と教育行政施策に取り組んでいくことである。

(わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任)
本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊! ● 柘植雅義(兵庫教育大教授)【編】 B5判・定価2500円 教育開発研究所・刊

ニーズにあわせてフローチャートで読む LD・ADHD・高機能自閉症等への対応方法!

校務分掌ごとに今なすべきポイントが一目瞭然! 特別支援教育全面实施直前ガイド!

『これならできる“LD・ADHD・高機能自閉症への対応”』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)